

(1) 2019年度からの出入国管理法改正

人手不足で悩む業種で外国人の単純労働就労目的の受け入れが解禁。2024年に4分野が追加され、介護・ビルクリーニング・工業製品製造業・建設・造船船舶用工業・自動車整備・航空・宿泊・自動車運送業・鉄道・農業・漁業・飲食料品製造業・外食業・林業・木材産業と拡大された。

※特定技能2号は介護、自動車運送業、鉄道、林業及び木材産業を除く

(2) 特定技能1号と2号

※2号の方が難しい

	特定技能 1 号	特定技能 2 号
在留期間	通算 5 年まで	更新上限なし
永住権	取得できない	要件満たすと可能
技術水準	相当程度の知識経験を必要とする技能（技能実習 2 号程度）	熟練した技能（各分野の技能試験）
家族の帯同	不可	要件満たすと可能
日本語能力水準試験	ある	ない（クリア前提）
受入企業の支援責任	必須（次頁）	支援計画策定不要

(3) 企業の責務

分野所管省庁の設置協議会に加入、随時・定期届出、1号特定技能外国人支援計画の作成

【特定技能1号への義務的支援】

1. 事前ガイダンス
2. 出入国する際の送迎
3. 住居確保・生活に必要な契約支援
4. 生活オリエンテーション
5. 公的手続等への同行
6. 日本語学習の機会の提供
7. 相談・苦情への対応
8. 日本人との交流促進
9. 転職支援（人員整理等の場合）
10. 定期的な面談・行政機関への通報

(4) 外国人就労をめぐる日本の状況

- A. 有史以来初めて人口減少社会に突入・・・2008年をピークに減少（内閣府）
- B. 業種を超えた人手不足・・・・・・・・・・人手不足倒産年間124件（帝国データ）
- C. 過去最多の外国人就労者数・・・・・・・・約230万人（厚労省）
- D. 外国人労働者の1年間の失踪者数・・・・9,753人（法務省）

(5) 中野区事業所アンケート「外国人の雇用について」

有効回答事業所数 505

全 体

13%

8%

79%

■ A.すでに雇用している ■ B.雇用を検討している ■ C.雇用の予定はない

人手不足を経営課題に
あげる企業は
30%⇒46%⇒50%と
増加

(6) 中野区企業からの意見

- ・円安の進行により、賃金上昇率以上の物価高騰が続き、価格転嫁が進まない消費・サービスの現場に近い中小企業や小規模事業者の経営環境は厳しさを増している。
- ・2019年に外国人単純労働者の受入について大転換したはずが、建前を残している。選挙争点にされるなど、急な方針転換を懸念し雇用に踏み切れない。
- ・日本語教育は大きな負担。不法滞在者による不法労働の存在や雇用し育てた人材の失踪、特定技能2号は転職可能など、正規の義務を果たしコストをかけて雇用する負担とリスクが大きすぎる。

(7) 委員の個人的観点

- ・ 今現在、入国し生活している人たちの国による正確な把握と再整理が必要ではないか
- ・ 不法滞在者や失踪者は現実にいるのかもしれないが、議論は正規滞在の外国人に限るべき
- ・ 言語や生活支援など、企業努力に任せすぎ・企業義務が重すぎではないか
- ・ 外国資本企業の地域貢献の促進

(8) 参考：経営者ビザ

対象者：日本で株式会社、合同会社等の設立、事業経営、または管理業務を行う外国人

主な要件：資本金3,000万円以上

雇用：日本人または永住者等の常勤職員を1名以上雇用

事業計画：税理士、中小企業診断士等の専門家による

事業計画の確認（具体性・合理性・実現可能性）

事業所：国内に独立した事務所を確保（自宅兼事務所は原則不可）

経験：3年以上の経営経験、または大学院での関連科目専攻

日本語能力：日本語B2レベル相当以上（JLPT N2以上など）

更 新

- ① 売上・利益の安定
- ② 法の遵守・実態のある事業活動
- ③ 法人税・住民税・社保・健保の完納